

二、解雇生を約定(一年未満五十日ア二年百日ア三年百四十日  
三年以上六ヶ月ア常トナリトノ給三日ア(依頼解雇ハ一年類)

三、前節時五ア十時官に於ケト(現在主財)

四、寄宿舎を拵テ下宿を同居一待遇

五、食費不銭ハ帳本粗食致善ス(手足錢三毛)

大中理事長・山本逸郎・角見詮

山「四百萬職工代表ニテ「要求書ヲアタニ提出致シラス」

大「何事不書ヲ提出スル自命」石幸ヨリ要求書ヲ受取ル

スト・大取所ダ

山「何故耶厚アトカ」

大「石幸ノ如クワカラナイモ一カラ要求書ヲタヌニ取ルコトハ恥厚シ

山「取扱外云々大体元ア西求書アタマ取テ天下サイシヒニ職工生活  
苦勞(テヤツトサ)付

大中理事長求書アタマ取テ元ア西求書アタマ取テ天下サイシヒニ職工生活

大「西求書アタマ取テ石幸ニ裏面ヨニ書ケタモハ思ヘナリ

大「本局ノ日本汽船總同盟、車中、相違ナキト恩フガト」

山「自ヒ總同盟豊崎支部貰テ」

大「ハタクウ一体友縁會ハケンカラノ君サハ、輪節ヲ商賣トメ  
テヨリ、タロウ

山「ソシナ事ハ致シセシ」

大「大陸瓦礫、天滿結締、合同紡績、林深工場ナド一多成ハ皆興

崎支部、輪節、實ケンカラノ

山「來シ物、即ナドニテラリセシノ誤解ニテハ困ジヌス」